



## 子ども・子育て支援新制度について

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

令和元年10月28日  
石狩市子ども・子育て会議資料



子ども・子育て支援新制度  
シンボルマーク



子ども・子育て支援新制度は、  
「量」と「質」の両面から  
子育てを社会全体で支えます。



### 消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。



### もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。



### 企業による子育て支援も応援します 平成28年度創設

「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、  
企業等からの事業主拠出金を財源として、  
事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進します。



## 支援の **量** を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。  
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、  
待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

## 支援の **質** を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、  
職員1人が担当する子どもの数を改善します。

( 3歳の子どもと職員の割合を、  
従来の20人に対して1人から、  
15人に対して1人にする など )

### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着  
及び質の高い人材の確保を目指します。

( 職員の給与を増やしたり、研修  
を充実するなどキャリアアップ  
の取組を推進する など )

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。

NEW

## 仕事・子育て両立支援 **平成28年度創設**

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、  
就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援します。

- ・企業主導型保育事業  
従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成します。  
※週2日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応できます。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができます。





## 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。  
また、新たに「地域型保育」ができました。

### 幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための  
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

### 認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、  
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3～5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。  
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの  
ポイント

1

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。

2

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

## 保育所

0~5さい



### 就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

## 地域型保育

0~2さい



### 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設  
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの  
タイプ

#### ① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、  
少人数(定員5人以下)を  
対象にきめ細かな保育を行います。

#### ② 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、  
家庭的保育に近い雰囲気のもと、  
きめ細かな保育を行います。

#### ③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、  
従業員の子どもと地域の子どもを  
一緒に保育します。

#### ④ 居宅訪問型保育

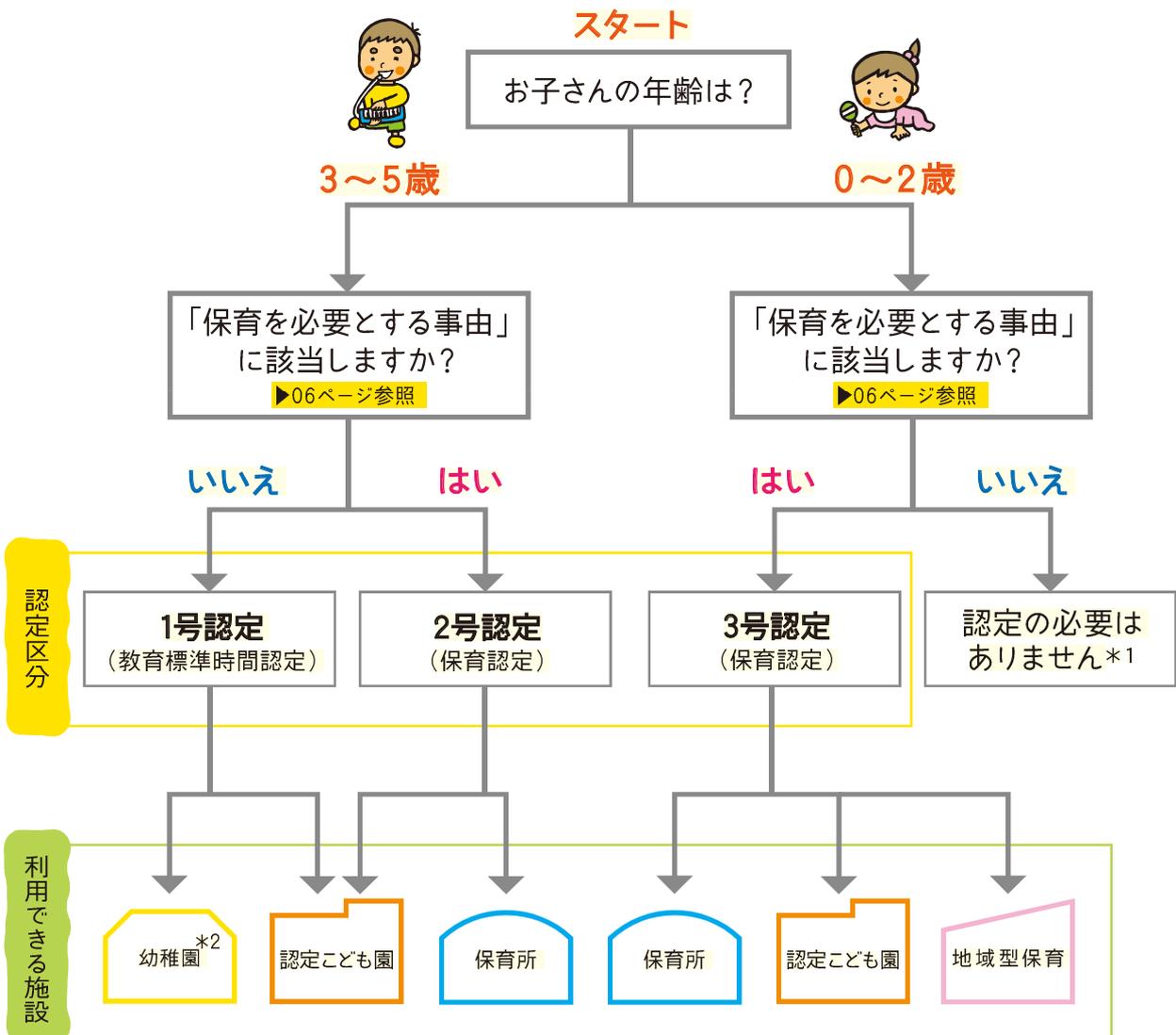
障害・疾患などで個別のケアが  
必要な場合や、施設が無くなった地域で  
保育を維持する必要がある場合などに、  
保護者の自宅で1対1で保育を行います。



## 認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

### あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



\*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。▶09～10ページ参照

\*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも**幼稚園**での教育を希望される場合は、**1号認定**を受けることになります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮されます。

## 1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

（      は新たに加えられた事由）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



## 2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。



● 保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？



利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長11時間）

[ 具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。 ]



## 施設などの利用について

施設などの利用手続きは、  
認定区分によって異なります。

### 利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

#### 1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



**1** 幼稚園などの施設に  
直接申込みを行います。  
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

**2** 施設から入園の内定を受けます。  
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

**3** 施設を通じて市町村に認定を  
申請します。

**4** 施設を通じて市町村から  
認定証が交付されます。

**5** 施設と契約をします。

#### 2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



**1** 市町村に直接認定を申請します。  
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

**2** 市町村が「保育の必要性」を  
認めた場合、認定証が交付されます。

**3** 市町村に保育所などの利用希望の  
申込みをします。  
(希望する施設名などを記載)

**4** 申請者の希望、保育所などの状況に  
応じ、保育の必要性の程度を  
踏まえ、市町村が利用調整をします。

**5** 利用先の決定後、契約となります。

#### 利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[ 利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。 ]



## 保育料について

# 認定区分や保護者の所得に応じて、 保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

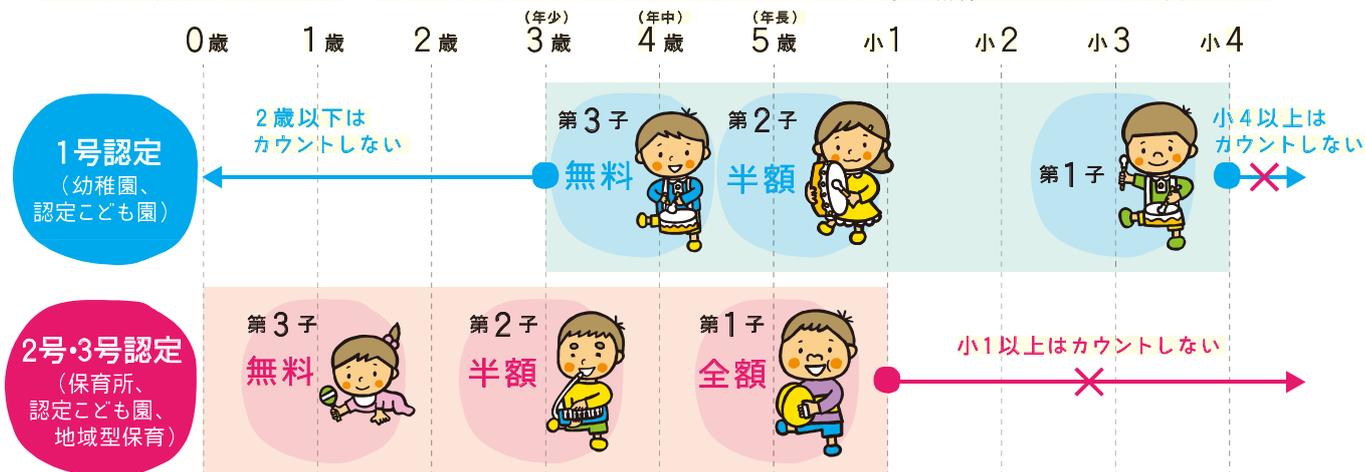
### 1 保育料は保護者の所得(市町村民税所得割課税額等)を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

### 2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

くまようだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定(幼稚園、認定こども園)と2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)で多子計算のカウントの方法が異なります。



※くまようだいで通園する施設が異なる(認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳(1号認定)で幼稚園を利用、第3子が3歳(2号認定)で保育所を利用している場合

- ▶ 第2子: 小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
- ▶ 第3子: 小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

<年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

# 子ども・子育て支援新制度のポイント



事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる5つのポイントをまとめました。



## 1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。



## 2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。



## 3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。



## 4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。



## 5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。

# 利用者負担（保育料）の水準

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。

この国が定める水準は、従来の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に設定されています。

※最終的な負担額については各市町村によって異なる額となります。

- 市町村が定める利用者負担のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等 ※事前説明・同意を要する）、それ以外の特定負担額（教育・保育の質の向上を図るための対価 ※事前説明・書面による同意を要する）の徴収が可能です。
- 利用者負担は市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切り替え時期は毎年9月となります。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民村民税額により決定されます。）

## ■国が定める利用者負担の上限額の基準（月額）

教育標準時間認定の子ども (1号認定)	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。

※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とする事も認められます（経過措置）。

階層区分	保育認定の子ども			
	(2号認定:満3歳以上)		(3号認定:満3歳未満)	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。



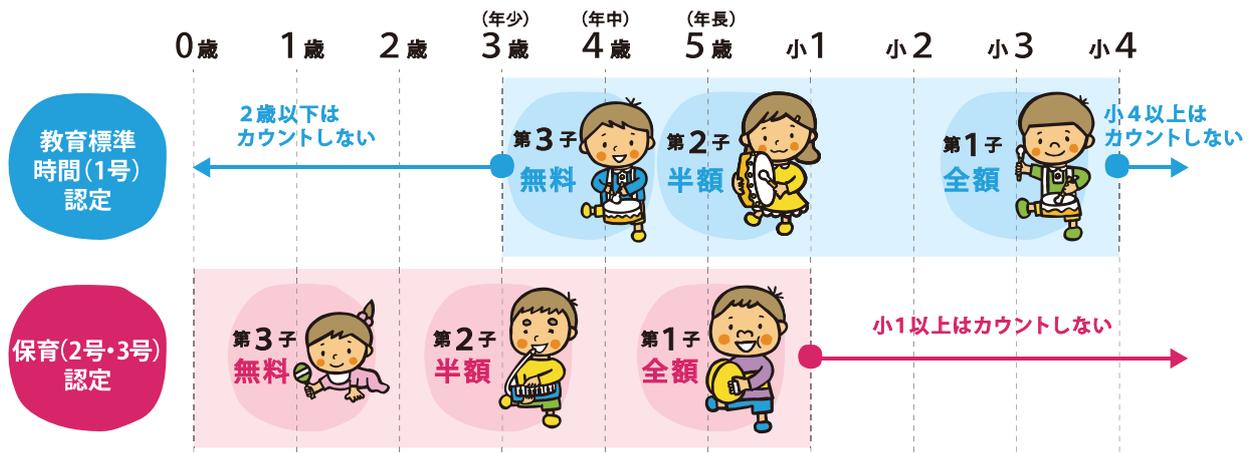
**POINT** 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、利用者負担の軽減措置があります。

### 教育標準時間(1号)認定

小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

### 保育(2号・3号)認定

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。



# 認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

## ■認定こども園4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事 する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

\*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

\*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



### 保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

# 地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

## ■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

### 小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6～19人

### 家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1～5人

### 事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋  
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

### 居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

# 地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

**A型**: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
 小規模 保育事業	A型	保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3	
	B型	保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡
	C型	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2		0~2歳児: 1人当たり3.3㎡
 家庭的 保育事業	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡		
 事業所内 保育事業	定員20名以上... 保育所の基準と同様 定員19名以下... 小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
 居宅訪問型 保育事業	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

< 参考 >

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

\*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

\*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となります。

\*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

# 利用手続きの流れ(イメージ)

新制度における利用手続きの流れ(イメージ)を紹介します。

## ■3つの認定区分

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

### 1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合

### 2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合

### 3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合

認定区分の詳細は P3 参照

## ■利用手続きの流れ(イメージ)

利用契約締結に至るまでの流れは、1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

### 1号認定の場合

### 2・3号認定の場合

施設・事業者が必要に応じて広報や見学対応を行います。

1 利用者(保護者)が事業者へ直接申込みを行います。

※市町村が必要に応じて利用支援を行います。

2 事業者から利用者へ入園の内定を通知します。

※定員超過の場合などは事前に明示された公正な方法(面接など)により選考します。

3 利用者が事業者を介し市町村へ認定申請を行います。

4 市町村から事業者を介し利用者へ認定証が交付されます。

5 事業者と利用者が利用契約を締結します。

1 利用者が市町村に「保育の必要性」の認定を申請します。

※「3 利用希望の申込み」も同時に手続き可能です。

2 市町村から利用者へ認定証が交付されます。

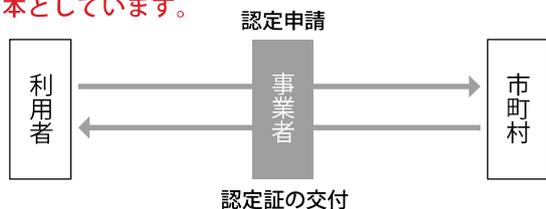
3 利用者が市町村へ利用希望の申込みを行います。

4 利用者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市町村が利用調整します。

5 利用先(事業者)の決定後、利用契約を締結します。

### POINT

1号認定の申請・認定証の交付は、事業者(利用者が入園予定の施設)を通じて、手続きを行うことを基本としています。



### POINT

契約・保育料の支払い先は、事業者により異なります。

認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育の場合

利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育園の場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。

# 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。その概要は以下の通りです。

※国・都道府県は子ども・子育て支援法に基づき、これらの事業（妊婦健康診査を除く）費用に充てるための交付金を交付することができます（費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3）。

事業名	概要
<p>【新規事業】</p> <p><b>利用者支援事業</b></p> <p>詳細は P19 参照</p>	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業</b></p> <p>詳細は P20 参照</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>
<p><b>妊婦健康診査</b></p> <p>詳細は P21 参照</p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>
<p><b>乳児家庭全戸訪問事業</b></p> <p>詳細は P21 参照</p>	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p>
<p><b>養育支援訪問事業</b></p> <p>詳細は P21 参照</p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p>
<p><b>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> (その他要保護児童等の支援に資する事業)</p> <p>詳細は P21 参照</p>	<p>要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。</p>
<p><b>子育て短期支援事業</b></p> <p>詳細は P22 参照</p>	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。</p>

事業名	概要
<p><b>ファミリー・サポート・センター事業</b> (子育て援助活動支援事業) 詳細は P22 参照</p>	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p>
<p><b>一時預かり事業</b> 詳細は P23 参照</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 ※幼稚園が行う預かり保育は、一時預かり事業(幼稚園型)に再編。</p>
<p><b>延長保育事業</b> 詳細は P24 参照</p>	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。</p>
<p><b>病児保育事業</b> 詳細は P24 参照</p>	<p>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。</p>
<p><b>放課後児童クラブ</b> (放課後児童健全育成事業) 詳細は P25 参照</p>	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p>【新規事業】 <b>実費徴収に係る 補足給付を行う事業</b> 詳細は P26 参照</p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</p>
<p>【新規事業】 <b>多様な事業者の 参入促進・能力活用事業</b> 詳細は P27参照</p>	<p>多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。</p>

# 利用者支援事業

## ■事業内容

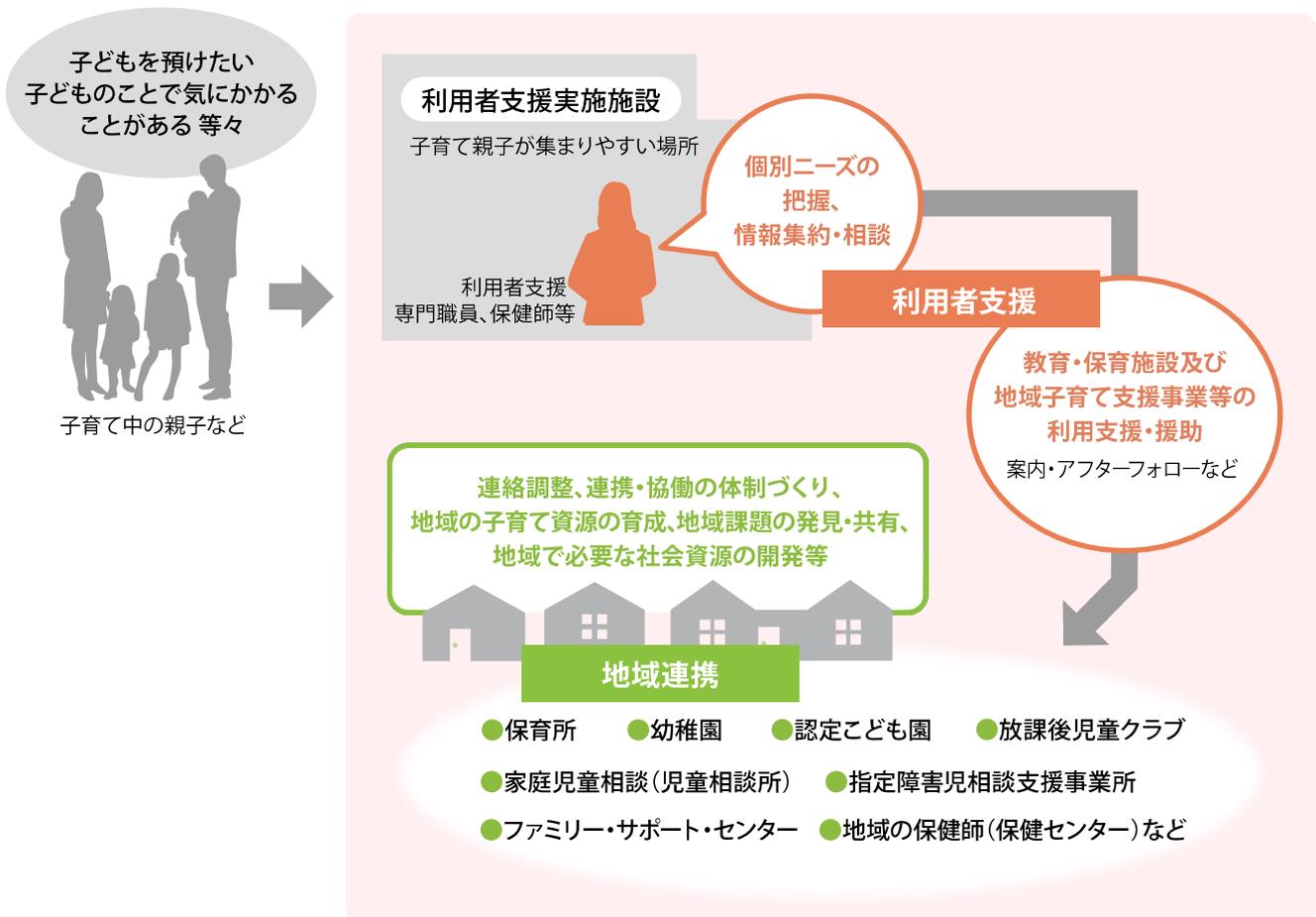
子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

### 利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

### 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行います。



## ■事業実施の形態

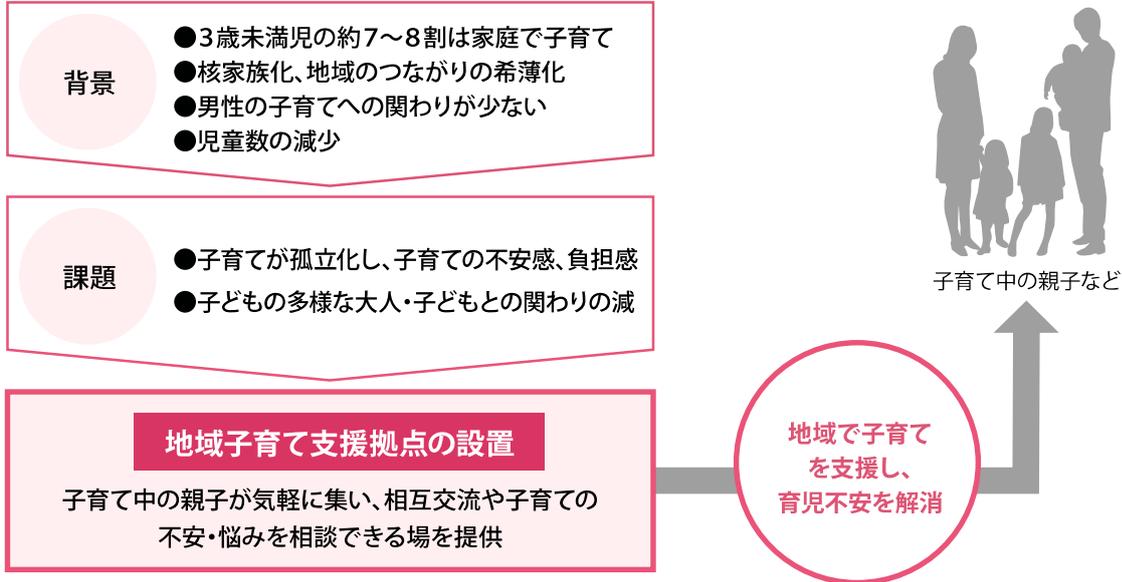
利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「母子保健型」のいずれかの形態を選択することになります。

<p><b>基本型</b></p>	<p><b>利用者支援 と 地域連携 を共に実施する形態</b> 主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。</p>
<p><b>特定型</b></p>	<p><b>主に 利用者支援 を実施する形態</b> 主として、行政機関の窓口等を活用します。※地域の連携については、行政がその機能を果たします。 例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」</p>
<p><b>母子保健型</b></p>	<p><b>保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する形態</b> 主として、保健所・保健センター等を活用します。※継続的な把握、支援プランの策定を実施します。</p>

# 地域子育て支援拠点事業

## ■事業内容

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図ります。



## ■事業実施の形態

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③ 地域の子育て関連情報の提供	② 子育て等に関する相談・援助の実施 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</li> <li>● 出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</li> <li>● 地域支援の取組の実施* ① 地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ② 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④ 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</li> </ul>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

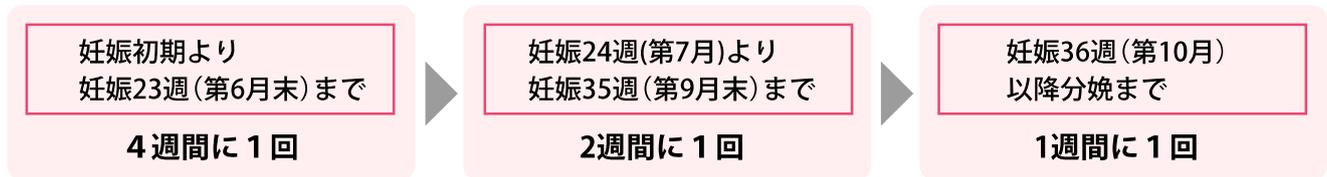
\*利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。

# 妊婦健康診査

## ■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

## ■妊婦が受診することが望ましい健診回数



※上記に沿って受診した場合、受診回数は14回程度になります。

# 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

## ■事業内容

各種事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図っていきます。

### ●乳児家庭全戸訪問事業

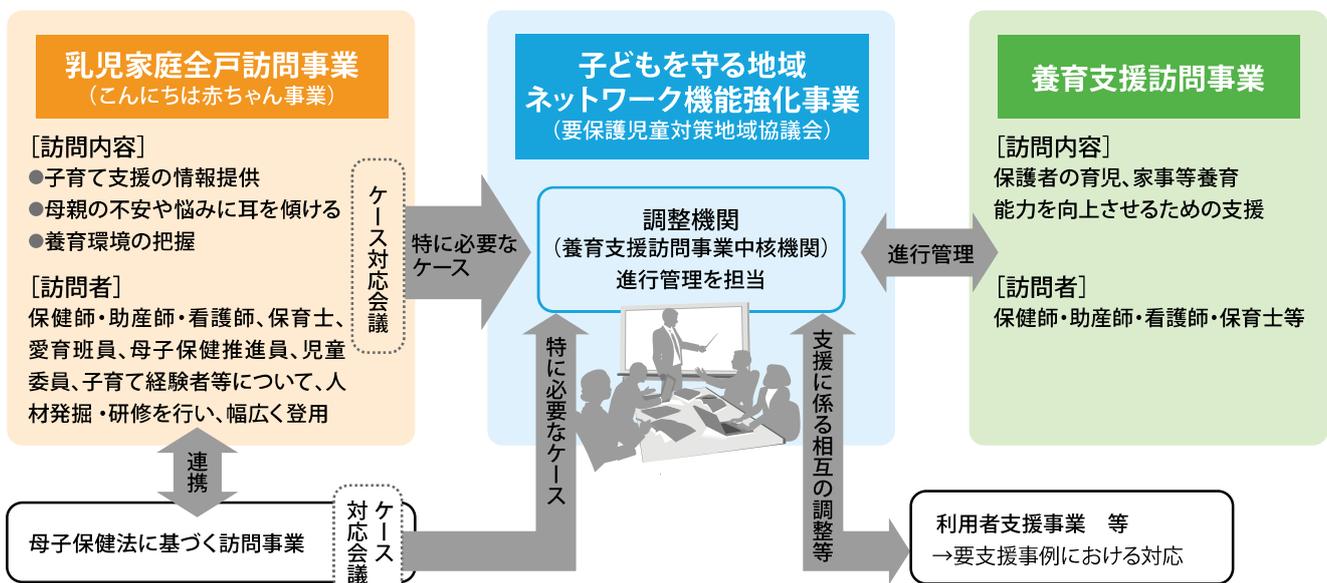
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### ●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。



# 子育て短期支援事業

## ■事業内容

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。主な事業内容は次の2つになります。

※母子家庭以外の利用者也利用可能です。

### 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

### 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

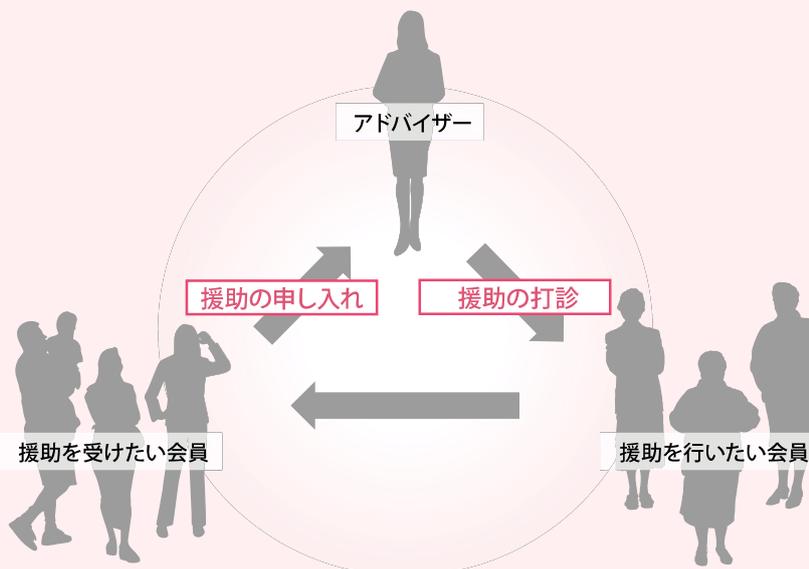
保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

# ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

## ■事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ファミリー・サポート・センター(相互援助組織)



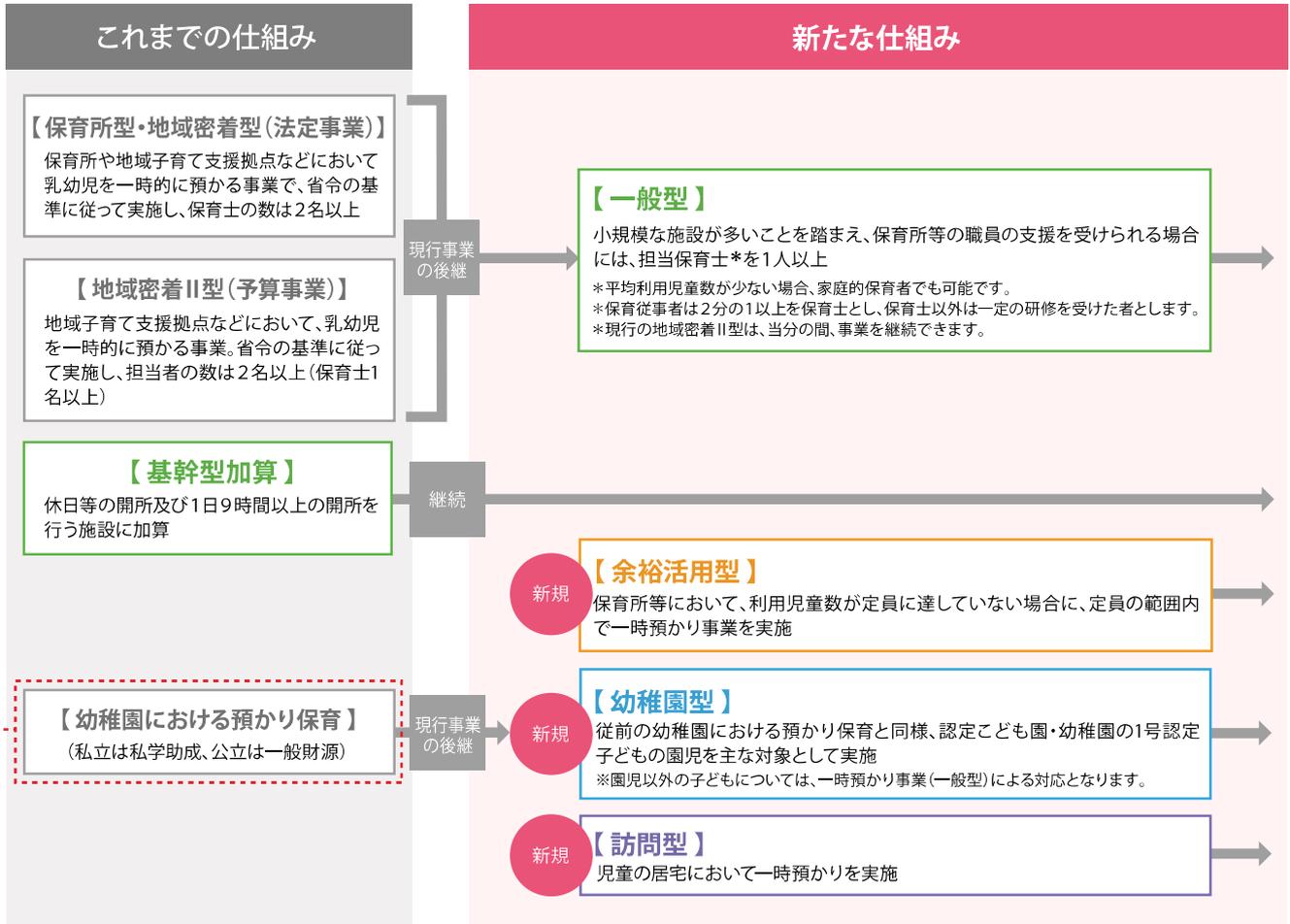
#### 【相互援助活動の例】

- 保育施設までの送迎を行う
- 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる
- 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる
- 買い物等外出の際、子どもを預かる
- 病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応

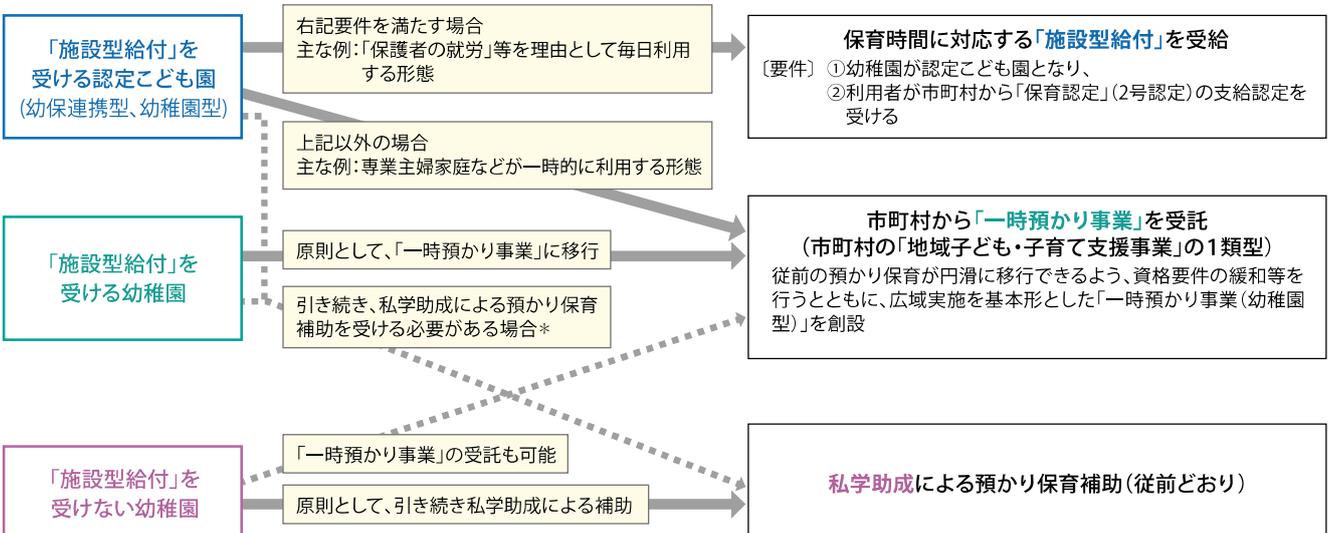
# 一時預かり事業

## ■事業実施の形態

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。新制度の施行に伴い事業の普及を図るため事業類型等を見直し、一般型(基幹型加算)、余裕活用型、幼稚園型、訪問型の4形態に再編しました。



**POINT** 「幼稚園における預かり保育」の新制度における取扱いについては、次の表を参考にしてください。



\*市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置です(ただし、平成26年度に都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けていた園に限ります)。  
 ※私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られます。

# 延長保育事業

## ■ 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。次の2つのタイプがあります。

	一般型	訪問型
実施場所	市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設	当該児童の居宅
対象児童	2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童	2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合 ①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合 ②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合 ※短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限りです。

# 病児保育事業

## ■ 事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。次の3つのタイプがあります。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看護師等:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置</li> <li>●病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度)</li> <li>●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等</li> </ul>

# 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

## ■事業内容

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした事業です（小学校6年生までが対象となります）。

### 【今後の展開】

「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日策定）において、国全体の目標として、平成31年度末までに、以下の取り組みの実施を目指しています。

- 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備します。
- 全小学校区（約2万か所）で「放課後子供教室」と一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施します。

## ■設備および運営に関する基準

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの質を確保する観点から、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

〈省令で定める主な基準〉 ※「職員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参酌すべき基準となっています。

<h3>支援の目的</h3>	<p>支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。</p>
<h3>設備</h3>	<p>専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。</p>
<h3>職員</h3>	<p>放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）。</p>
<h3>児童の集団の規模</h3>	<p>一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下とします。</p>
<h3>開所時間</h3>	<p>①土、日、長期休業期間等（小学校授業の休業日）は、原則1日につき8時間以上とします。 ②平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき3時間以上とします。 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定めることとします。</p>
<h3>開所日数</h3>	<p>原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとします。</p>
<h3>その他</h3>	<p>非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについても定めることとします。</p>

\*放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者です。  
なお、平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了予定の者を含みます。

## ■放課後児童クラブ運営指針

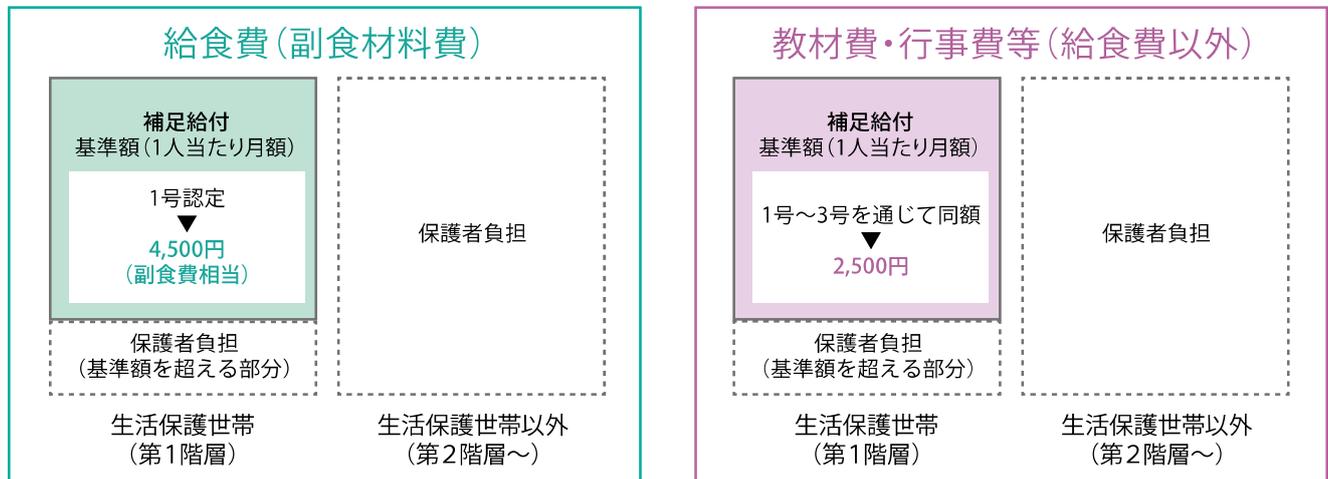
集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保するため、設備及び運営に関する基準に基づき、より具体的な内容を定めた運営指針を策定しています。

運営指針の詳細は、子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。  <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

# 実費徴収に係る補足給付を行う事業

## ■事業内容

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 認定区分に応じて対応が異なる給食費(副食材料費)と、それ以外の教材費・行事費等に分けて費用の一部を補助します



## COLUMN

### 「子育て支援員」及び「子育て支援員」研修について

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要です。

このため、地域において子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図ります。

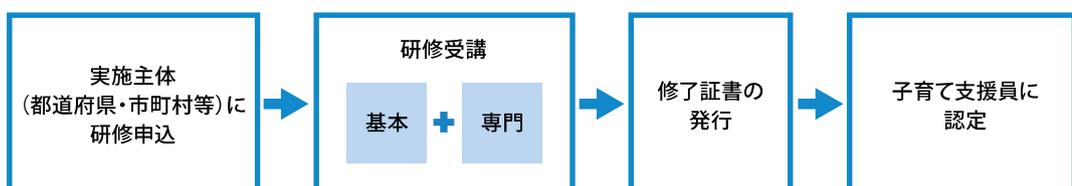


#### 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者です。
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図ります。
- 研修修了者を「子育て支援員」として、研修の実施主体が認定します(この認定は全国で通用します)。



#### 研修受講から認定までの流れ



# 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## ■事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。主な事業内容は次の2つになります。

### 1 新規参入施設等への巡回支援

**目的** 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

**事業内容** 新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

**支援対象** 保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

### 2 認定こども園特別支援教育・保育経費

**目的** 多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

**実施場所** 私立認定こども園

**対象となる子ども** 次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

- ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること
- ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること
- ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること

**補助要件** 当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

**対象となる施設** ◎:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)  
○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業



認定こども園		1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立*1*2	旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
	上記以外	◎	●	●	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立*1	単独型	○	○	—
		接続型	○	○	◎
		並列型	○	◎	◎
	上記以外	◎	◎	◎	
保育所型		◎	●	●	
地方裁量型		◎	◎	◎	

\*1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含みます。

\*2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外となります。